

## 津波警報等が発令された場合の安全確保

(津波警報等が発令された場合の安全確保)

第〇条 津波警報等が発令された場合、役割分担及び従業員及び来顧客者に対する周知等は次のとおりとすること。

- 2 津波警報・大津波警報が発令された場合、所長は他の従業員及び来顧客者に対し津波警報が発令された旨、到達予測時間、到達予測高さについて周知すること。
- 3 津波警報が発令された旨を周知された場合、従業員は、第16条に定める役割分担で行動すること。
- 4 避難誘導班は来顧客者等で、第2項の情報を聞き取っていない者がいないか確認を行うこと。

(従業員等の安全確保)

第〇条 従業員等の安全確保に係る対応は次のとおりとすること。

- 2 避難誘導班は来顧客者を1か所に集めるとともに津波の予測到達時間、規模等を勘案し、消防隊長の指示の下、あらかじめ指定した避難場所等（避難先、避難経路等）への避難誘導を行うこと。その際、消防隊長は、道路の液状化、建物の倒壊等の被害状況等を踏まえ、必要に応じ避難場所等の変更を行い、避難誘導にあたる従業員に対し、必要な指示を行うこと。
- 3 避難は集団で行い、消防隊長は逃げ遅れ者のないことを確認すること。

(施設の緊急停止の方法及び手順等)

第〇条 津波警報の発表、避難指示等の発令、その他の津波発生に関する情報が出された場合又は津波警報等が発表されない場合であっても大きな地震の揺れを感じたときなど、津波が発生するおそれのある場合は所長の指示により、別表〇に基づき緊急停止等の必要な措置を行うこと。また、緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合は主電源の切断など、緊急停止の方法と手順を周知すること。

## 別表〇

給油業務等	・給油業務及び荷降ろし作業は直ちに停止する。
火気使用の停止	・火気の使用を停止する。
消火活動等	・火災発生時には、揺れがおさまるのをまって消火器等により素早く初期消火を行う・ ・油が漏れていたら、乾燥砂等により所外への流出防止活動を行う。 ・発災時には、災害拡大防止及び危害防止等のためロープ等により給油取扱所内へ入れないような措置を行う。
避難誘導等	・火災の発生や、施設の損壊等に注意し顧客を安全な場所へ誘導する。
応急救護	・負傷者が発生した場合は、救急救護所を設け応急手当を行う。
連絡通報	・火災、負傷者が発生したときは、119番通報する。
余震対策	・所内の車輛は安全な場所に移動し、鍵は付けたまま、サイドブレーキを確認すること。 ・計量機の固定の確認を行う。 ・懸垂式計量器機のホース及びノズルの固定の確認を行う。 ・転倒、落下の恐れのあるものは固定等の応急措置を行う。 ・従業員個々の任務分担の再確認を行う。